

津市監査委員告示第4号

平成29年3月31日付けで提出された住民監査請求書について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第4項の規定に基づく監査の結果を、同年5月25日付けで下記のとおり請求人に通知したので、同項の規定に基づき、公表する。

平成29年5月30日

津市監査委員 高 松 和 也

津市監査委員 駒 田 修 一

津市監査委員 安 藤 友 昭

津市監査委員 田 中 千 福

記

第1 請求の受理

1 受理年月日

本件監査請求書は、平成29年3月31日に受理した。

2 請求人の住所・氏名

津市 正 次 幸 雄

3 請求の概要

住民監査請求書、事実を証する書面及び平成29年4月24日に聴取した陳述の内容から、本件監査請求の概要は、次のとおりであると理解した。

(1) 主張の要旨

市は、平成27年度及び平成28年度に一般社団法人津市観光協会（以下「協会」という。）を受注者とし、津駅前観光案内所運營業務委託、観光誘客PRキャンペーン業務委託及び新聞雑誌広告等情報発信業務委託に係る契約（以下「本件各契約」という。）を以下のとおり締結したが、当該契約は、次の理由により委託契約資格の無い協会との単独随意契約であり、違法行為である。

津駅前観光案内所運營業務委託

平成27年度契約額 9,828,000円

平成28年度契約額 9,882,000円

観光誘客PRキャンペーン業務委託

平成 27 年度契約額 8, 495, 280 円

平成 28 年度契約額 7, 992, 000 円

新聞雑誌広告等情報発信業務委託

平成 27 年度契約額 5, 502, 600 円

平成 28 年度契約額 5, 810, 400 円

合計

平成 27 年度契約額 23, 825, 880 円

平成 28 年度契約額 23, 684, 400 円

また、当該契約は官製談合が疑われるとともに、平成 27 年度から実施された新規事業であり、協会との単独随意契約は、他の事業者を排除し、協会に利益を誘導しようとする津市の思惑が窺われ、この行為は、違法及び故意又は重過失である。

(2) 主張の理由

ア 津市契約規則（平成 18 年津市規則第 40 号。以下「規則」という。）に違反

(7) 協会は、津市競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載されていない。

(4) 市は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 2 第 1 項第 2 号による随意契約（以下「2 号随契」という。）として、名簿に登載されていない協会と、1 者だけの単独の見積合わせを行い、委託契約を締結した。

(7) 規則第 10 条第 1 項では、「随意契約により契約を締結しようとするときは、（略）名簿に登載された者のうち 2 人以上の者から見積書を徴さなければならない。」と規定されている。

イ 名簿の決定は、市長の決裁事項を無視した行為

(7) 津市事務専決規程（平成 18 年津市訓令第 4 号。以下「規程」という。）第 4 条第 18 号（市長の決裁事項）で、「入札等の参加者の決定に関すること」と規定されている。

(4) 市は、名簿に登載されていない協会を見積書の徴取業者として商工観光部長の決裁で決定している。

このことは、市長の決裁事項を無視した行為であり、市の行った業務委託に関する行為は、全て無効である。

ウ 随意契約理由及び業者選定理由について

(7) 津駅前観光案内所運營業務委託

観光案内業務を以前から行っていることを理由にすることは意図的に他の業者を排除しようとする津市の思惑が窺われる。

専用スペースについては、仕様書に確保を明記すれば、入札等に参加を希望する業者は、仕様書に従い専用スペースを確保する。津市は「協会が、現在確保している案内所の名称、住所、施設規模、施設内容及び開設年月日」を仕様書に記載し、専用スペースとして確保していることを協会への単独随意契約の理由にすることは、協会しかないと決めつけたい津市の思惑が窺われる。現在、協会が観光案内所として独自に運営している施設の概要を「運營業務委託仕様書」の「1案内所の概要」として記載すること自体異常なことで、このことから、見積書の徴取に係る決裁書の「見積書の徴取」以前の早い時点で、協会に業務委託することが決定していたことが推測される。予算計上時点では、既に協会に業務委託することが決定していたと思われる。

パンフレットの殆どは、三重県、津市及びホテル等の観光関連の事業者が自身のPRのため作成しているもので、それらの事業者にPR用と話せば無料でいただける。協会が津市補助金で作成しているパンフレットは、3種類から5種類程度を作成しているだけで、他の業者に決まった場合は、印刷できるまでの間、津市が提供すれば済むことである。

協会は、「業務内容に全く精通」していない素人の職員や派遣職員で業務を実施しており、「業務内容に精通している」との理由は、協会との単独随意契約の理由にはならない。業務委託仕様書等を見ると、旅行会社、新聞、雑誌及び広告関係の事業者、観光コース等の企画会社等の専門事業者に委託したほうがより素晴らしい事業ができる。業務の内容に精通しているとの理由は、協会しかないと決めつけたい津市の思惑が窺われる。

津市が理由にならない理由をつけている上、「最も望ましい。」とは「協会しかできない」ではないことから、他の事業者でもできるとのことを意味している。

(4) 観光誘客PRキャンペーン業務委託

観光誘客PRキャンペーン業務委託と新聞雑誌広告等情報発信業

務委託は、予定価格が1千万円を超えると、部長決裁で執行できないから2本に分割したと推測できる。観光誘客PRキャンペーン業務委託と新聞雑誌広告等情報発信業務委託は、同一の業務内容である。

「長年にわたって本市の観光案内や観光情報を発信している。」との理由は、協会にしかできないとの特別な理由にはならない。

「本市の観光PR事業は、協会が中心となり計画的に取り組んでいる。」との理由は、協会の業務のPRであり、津市の観光PRは、今回、津市が業務委託するのは、津市が中心になり計画するもので、協会にしかできないとの特別な理由にはならない。

「専門的知識、ノウハウ、ネットワークを有している。」との理由は、協会は「業務内容に全く精通」していない素人の職員や派遣職員で業務を実施しており、「業務内容に精通している」との理由は、協会との単独随意契約の理由にはならない。業務委託仕様書等を見ると、旅行会社、新聞、雑誌及び広告関係の事業者、観光コース等の企画会社等の専門事業者に委託したほうがより素晴らしい事業ができる。業務の内容に精通しているとの理由は、協会しかないと決めつけたい津市の思惑が窺われる。

「効果的な事業の展開が期待できる。」と記述しているが、「期待している」だけのことで、具体的に明確な効果が述べられておらず、理由にならない。

(7) 新聞雑誌広告等情報発信業務委託

「(4) 観光誘客PRキャンペーン業務委託」と同一の理由である。

エ 契約の方法及び額等について

- (7) 津市情報公開条例による公文書の開示資料から、委託料の積算が、津市は過去に協会が支出した当該業務の各科目の年間の総額を聞きとり、直接経費として計上し、併せて「間接経費」を直接経費の25パーセント計上したのであり、また、別途入手した津市への調査照会に対する回答文書「津市総第934号「調査照会書について（回答）」（以下「津市総第934号調査照会回答文書」という。）」から、「予算について」の質問に対する回答は、津市が責任を持って積算し、入札等を行う内容とはなっておらず、予算編成以前から協会に単独随意契約することを決めていたことが分かる。

- (4) 津市総第934号調査照会回答文書から、津駅前観光案内所運営業務については、市が実施すべきものとして委託にて実施と回答している。津市がすべきものであれば、物品販売も津市が行うべきものと判断していると思われるが、特定の物品を津市が販売することを認めていいのか。直接経費の中には、物品販売の経費が含まれているうえ、間接経費は、その直接経費の4分の1（25パーセント）で、物品販売の経費分も含まれている。協会は、物品販売の利益を会員から徴収しており、津市が物品販売を認め、その経費と純利益を追加して委託料を払っており問題である。
- (5) 津市総第934号調査照会回答文書から、津市は、名簿中の業者を調べることなく、協会に単独随意契約することを協会と合意していた。このことは、他の事業者を排除しているもので、「官製談合や私的独占」と言わざるを得ない。
- (6) 見積書の徴取及び業務委託契約によると、協会見積額（請求人の陳述において、「協会見積額」とは「積算資料の額」のことであることが確認された。）と津市予算額と予定価格が同額であること、落札率が99.99パーセントから99.90パーセントの範囲に集中していること及び協会見積額には間接経費として直接経費の25パーセントが含まれているにも関わらず超高落札率となっていることが確認され、協会は、予め、間接経費の率や金額、予定価格を津市から知らされていたと推測される。以上から、津市と協会は、他の事業者を意図的に排除し、単独随意契約を結ぶことを計画した。
- オ 令第167条の2第1項第2号と規則第10条第1項との関係について

令第167条の2第1項第2号の規定は、「不動産の…その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」としており、「性質又は目的」とは、(7)新開発技術や特殊な技術、技能、資格等が必要な業務(4)法令等の規定により履行できる者が特定される業務(5)既に契約した業務と密接不可分の関係にあり、同一業者以外に履行させると、責任の所在が不明確になる業務(6)コンペ、プロポーザル方式等の競争や比較により契約の相手方を予め特定している業務(4)入試問題の印刷、職員採用試験の作成や採点業務などが、一般的に理解されている事項である。津市の理由は、上記に含まれず、協会でなければならない特

殊な業務とはいえない。

(3) 求める措置の内容

本件各契約により津市が受けた損害額平成27年度23,825,880円、平成28年度23,684,400円及び当該損害額返還に至るまで年5%の利息額の合計額の返還を求める。

第2 監査の実施

1 監査の対象事項

本件監査請求の監査の対象事項について、本件監査請求は、適法な監査請求であるか否か、適法な監査請求であると認めたときは、当該適法な監査請求に係る財務会計行為が違法若しくは不当な行為に当たるか否か、とした。

2 監査の手続

本件監査請求の監査の手続について、監査対象部局を商工観光部観光振興課とし、関係書類の提出を求めるとともに、関係職員の陳述を聴取した。

第3 監査の結果

1 確認した事実の概要

本件監査請求について、請求人が提出した事実を証する書面、商工観光部観光振興課が提出した関係書類、陳述の内容等により確認した事実の概要は、次のとおりである。

本件各契約の締結に係る事実

(1) 平成27年度津駅前観光案内所運營業務委託について

商工観光部観光振興課は、平成27年3月26日付けで、津駅前観光案内所運營業務委託を行うため、「平成27年度津駅前観光案内所運營業務委託に係る見積書の徴取について（伺い）」を決裁し、協会から見積書を徴取した。

商工観光部観光振興課は、平成27年3月27日付けで、「平成27年度津駅前観光案内所運營業務委託契約に係る契約の締結について（伺い）」を決裁し、委託料の金額を9,828,000円、契約期間を平成27年4月1日から平成28年3月31日までとし、2号随契として平成27年4月1日付けで協会と委託契約を締結した。

(2) 平成27年度観光誘客PRキャンペーン業務委託について

商工観光部観光振興課は、平成２７年３月２６日付けで、観光誘客ＰＲキャンペーン業務委託を行うため、「平成２７年度観光誘客ＰＲキャンペーン業務委託に係る見積書の徴取について（伺い）」を決裁し、協会から見積書を徴取した。

商工観光部観光振興課は、平成２７年３月３０日付けで、「平成２７年度観光誘客ＰＲキャンペーン業務委託契約に係る契約の締結について（伺い）」を決裁し、委託料の金額を８，４９５，２８０円、契約期間を平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日までとし、２号随契として平成２７年４月１日付けで協会と委託契約を締結した。

(3) 平成２７年度新聞雑誌広告等情報発信業務委託について

商工観光部観光振興課は、平成２７年４月３日付けで、新聞雑誌広告等情報発信業務委託を行うため、「平成２７年度新聞雑誌広告等情報発信業務委託に係る見積書の徴取について（伺い）」を決裁し、協会から見積書を徴取した。

商工観光部観光振興課は、平成２７年４月１０日付けで、「平成２７年度新聞雑誌広告等情報発信業務委託契約に係る契約の締結について（伺い）」を決裁し、委託料の金額を５，５０２，６００円、契約期間を平成２７年４月１０日から平成２８年３月３１日までとし、２号随契として平成２７年４月１０日付けで協会と委託契約を締結した。

(4) 平成２８年度津駅前観光案内所運營業務委託について

商工観光部観光振興課は、平成２８年３月２８日付けで、津駅前観光案内所運營業務委託を行うため、「平成２８年度津駅前観光案内所運營業務委託に係る見積書の徴取について（伺い）」を決裁し、協会から見積書を徴取した。

商工観光部観光振興課は、平成２８年３月３０日付けで、「平成２８年度津駅前観光案内所運營業務委託契約に係る契約の締結について（伺い）」を決裁し、委託料の金額を９，８８２，０００円、契約期間を平成２８年４月１日から平成２９年３月３１日までとし、２号随契として平成２８年４月１日付けで協会と委託契約を締結した。

(5) 平成２８年度観光誘客ＰＲキャンペーン業務委託について

商工観光部観光振興課は、平成２８年３月２８日付けで、観光誘客ＰＲキャンペーン業務委託を行うため、「平成２８年度観光誘客ＰＲキャンペーン業務委託に係る見積書の徴取について（伺い）」を決裁し、協

会から見積書を徴取した。

商工観光部観光振興課は、平成28年3月30日付けで、「平成28年度観光誘客PRキャンペーン業務委託契約に係る契約の締結について（伺い）」を決裁し、委託料の金額を7,992,000円、契約期間を平成28年4月1日から平成29年3月31日までとし、2号随契として平成28年4月1日付けで協会と委託契約を締結した。

(6) 平成28年度新聞雑誌広告等情報発信業務委託について

商工観光部観光振興課は、平成28年3月28日付けで、新聞雑誌広告等情報発信業務委託を行うため、「平成28年度新聞雑誌広告等情報発信業務委託に係る見積書の徴取について（伺い）」を決裁し、協会から見積書を徴取した。

商工観光部観光振興課は、平成28年3月30日付けで、「平成28年度新聞雑誌広告等情報発信業務委託契約に係る契約の締結について（伺い）」を決裁し、委託料の金額を5,810,400円、契約期間を平成28年4月1日から平成29年3月31日までとし、2号随契として平成28年4月1日付けで協会と委託契約を締結した。

2 結論

監査の結果、本件監査請求について、次のとおり判断した。

(1) 本件監査請求の適法性に係る判断

ア 不適法な監査請求であると判断したもの

本件監査請求のうち、平成27年度津駅前観光案内所運營業務委託、平成27年度観光誘客PRキャンペーン業務委託及び平成27年度新聞雑誌広告等情報発信業務委託に係る契約（以下「平成27年度本件各契約」という。）を対象とした請求は、不適法な監査請求であると判断したので、監査の対象とすることはできない。

イ 適法な監査請求であると判断したもの

平成28年度津駅前観光案内所運營業務委託、平成28年度観光誘客PRキャンペーン業務委託及び平成28年度新聞雑誌広告等情報発信業務委託に係る契約（以下「平成28年度本件各契約」という。）を対象とした監査請求は、適法であると判断したので、監査の対象とした。

(2) 適法な監査請求であるとしたものに係る判断

監査の対象とした財務会計行為に係る請求人の主張は、認めることは

できないものと判断した。

3 結論に至った理由

結論のうち、不適法な監査請求であると判断した理由及び適法な監査請求に係る請求人の主張は是認できないと判断した理由については、次のとおりである。

(1) 不適法な監査請求に係る判断理由について

法第242条第1項に基づく監査請求は、地方公共団体の長又は職員等による違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担があると認めるとき、又は違法若しくは不当に財産の管理等を怠る事実があると認めるときは、これらの行為又は怠る事実によって当該地方公共団体が被った財産上の損害の補填のため、又は損害を被ることを防止するための必要な措置を講ずべきことを請求することができるものである。

そして、違法又は不当な財務会計上の行為について、同条第2項は「当該行為があった日又は終わった日から1年を経過したとき」は、正当な理由がある場合を除き「これを行うことができない」と定められており、この期間制限の趣旨は、たとえ違法・不当な財務会計上の行為であったとしても、これをいつまでも監査請求あるいは住民訴訟の対象になり得る状態に置くことは、法的安定性を損ない好ましくないためであるとされている。（昭和63年4月22日最高裁判所第二小法廷判決）

そこで本件監査請求についてみると、本件各契約の締結が違法であることを理由として措置を求めているものであり、本件監査請求のうち、平成27年度津駅前観光案内所運営業務委託契約の契約締結日は平成27年4月1日、平成27年度観光誘客PRキャンペーン業務委託契約の契約締結日は平成27年4月1日及び平成27年度新聞雑誌広告等情報発信業務委託契約の契約締結日は平成27年4月10日となっていることから、平成27年度本件各契約の監査請求に係る措置請求書の提出は、平成27年度本件各契約締結の日から、いずれも1年を経過した後になされたものであると認められる。

さらに、1年を経過して本件監査請求がなされたことについて、法第242条第2項ただし書に規定する「正当な理由」があるか否かを判断すると、「正当な理由」の有無は、特段の事情がない限り、地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査したときに、客観的にみて当該行

為を知ることができたときと解される時点から「相当な期間」内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきである。（前掲昭和63年4月22日最高裁判所第二小法廷判決）

そこで本件監査請求についてみると、請求人が主張する内容のうち平成27年度本件各契約については、平成28年8月30日に開会された平成28年第3回津市議会定例会の決算特別委員会において、同年9月23日及び26日に質疑された経緯があり、同委員会は原則公開のもと開会されていたものであるとともに、市のホームページにおいても同委員会の模様はライブ中継が行われていることから、請求人は遅くとも当該質疑がなされた日には、本件監査請求をするに足る程度に、平成27年度本件各契約の内容を知ることができたものと解することができる。

したがって、当該委員会での質疑の日を基準とした場合、本件監査請求があった日は、同日から6か月以上経過しており、請求人が相当の注意力をもって調査したときに、客観的にみて当該行為を知ることができたときと解される時点から「相当な期間」内に監査請求されたものと認めることはできず（同趣旨／平成14年9月12日最高裁判所第一小法廷）、平成27年度本件各契約に係る監査請求が、財務会計上の行為の日から1年を経過してなされたことについて、法第242条第2項ただし書に規定する「正当な理由」があるとは認められない。

以上の理由から、平成27年度本件各契約に係る監査請求は、法第242条第2項に定める期間を徒過してなされたものとして、不適法なものであると判断した。

(2) 適法な監査請求に係る判断理由について

本件監査請求書、事実を証する書面及び陳述の内容から、請求人が主張する要旨を大別すれば、本件各契約について、市が協会と2号随契を締結したことは違法であること、また、当該2号随契を締結するに当たり、規則第10条第1項に違反していること及び規程第4条第18号に違反していることの3つの主張が存在していると認められることから、以下において、これら3点について判断した。

ア 2号随契を締結したことの違法性について

(7) 随意契約理由及び業者選定理由について

法第234条第1項は、「売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締

結するものとする。」とし、同条第2項は「前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。」としているが、これは、法が、普通地方公共団体の締結する契約については、機会均等の理念に最も適合して公正であり、かつ、価格の有利性を確保し得るという観点から、一般競争入札の方法によるべきことを原則とし、それ以外の方法を例外的なものとして位置づけているものと解することができる。そして、そのような例外的な方法の1つである随意契約によるときは、手続が簡略で経費の負担が少なくて済み、しかも、契約の目的、内容に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定できるという長所がある反面、契約の相手方が固定化し、契約の締結が情実に左右されるなど公正を妨げる事態を生じるおそれがあるという短所も指摘され得ることから、令第167条の2第1項は前記法の趣旨を受けて同項に掲げる一定の場合に限定して随意契約の方法による契約の締結を許容することとしたものと解することができる。

ところで、同項第2号に掲げる「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」とは、不動産の買入れ又は借入れに関する契約のように当該契約の目的物の性質から契約の相手方がおのずから特定の者に限定されてしまう場合や契約の締結を秘密にすることが当該契約の目的を達成する上で必要とされる場合など当該契約の性質又は目的に照らして競争入札の方法による契約の締結が不可能又は著しく困難というべき場合がこれに該当することは疑いが無いが、必ずしもこのような場合に限定されるものではなく、競争入札の方法によること自体が不可能又は著しく困難とはいえないが、不特定多数の者の参加を求め競争原理に基づいて契約の相手方を決定することが必ずしも適当ではなく、当該契約自体では多少とも価格の有利性を犠牲にする結果になるとしても、普通地方公共団体において当該契約の目的、内容に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定しその者との間で契約の締結をするという方法をとるのが当該契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体の利益の増進につながると合理的に判断される場合も同項第2

号に掲げる場合に該当するものと解するべきである。そして、このような場合に該当するか否かは、契約の公正及び価格の有利性を図ることを目的として普通地方公共団体の契約の方法に制限を加えている前記法及び令の趣旨を勘案し、個々具体的な契約ごとに、当該契約の種類、内容、性質、目的等諸般の事情を考慮して当該普通地方公共団体の契約担当者の合理的な裁量判断により決定されるべきものと解するのが相当である。（昭和62年3月20日最高裁判所第二小法廷判決）と解されている。

そこで、平成28年度本件各契約を2号随契により締結したことが、市の契約担当者の合理的な裁量判断といえるかどうかについて検討する。

a 津駅前観光案内所運営業務委託

平成28年度津駅前観光案内所運営業務委託は、本市の観光の魅力を全国に向け広く情報発信するとともに、本市を訪れた観光客等に対して的確な現地情報の提供を行うことを目的とするものである。

この業務の目的を達成するためには複数の条件の全てを満たすことが必要で、一つひとつの条件を見ればその条件を満たす者が存在したとしても、当該業務において、契約の相手方はそれらの目的を達成するために全ての条件を満たす者であることとの考えのもと、①協会は津市及びその周辺における観光の振興を図ることにより、交流人口の拡大と地域経済の活性化を促進し、個性豊かな観光都市の形成に寄与する目的を達成するため設立された一般社団法人であり、この趣旨に沿った観光情報の提供及び観光客の誘致促進等を目的とした観光事業を行うことが唯一可能な法人であること、また、②平成23年からは観光案内に係る業務を行うため、津市の玄関口である津駅において専用スペースを確保していることや当該案内業務を行うためのパンフレット等の資料を保有し、観光案内業務にも精通していること等を踏まえると、最も効果的な観光案内業務を行うためには協会が当該案内業務を行うことが最も望ましいと解されることから、協会と契約したことは、性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては津市の利益の増進につながるものと認められる。

b 観光誘客PRキャンペーン業務委託

平成28年度観光誘客PRキャンペーン業務委託は、本市の観光をPRするために、市内外、特に首都圏、関西圏、中京圏の大都市圏などを中心に観光展を実施し、旬のトピックスを捉えつつ、本市の魅力を直接的に来場者へPRすることにより、新規観光客の獲得及びリピーターの獲得につなげ、本市への誘客の促進、観光消費額の増大を図ることを目的とするものである。

この業務の目的を達成するためには複数の条件の全てを満たすことが必要で、一つひとつの条件を見ればその条件を満たす者が存在したとしても、当該業務において、契約の相手方はそれらの目的を達成するために全ての条件を満たす者であることとの考えのもと、aの①と同様に、協会が唯一可能な法人であること、また、②定款に基づく協会の取組内容等からみて、津市の観光PR事業については、協会が中心となり計画的に取り組んでおり、観光誘客につながる効果的な事業の展開が期待できると解されることから、協会と契約したことは、性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては津市の利益の増進につながるものと認められる。

c 新聞雑誌広告等情報発信業務委託

平成28年度新聞雑誌広告等情報発信業務委託は、本市の観光をPRするために、市内外、特に関西圏、中京圏の大都市圏などを中心に、旬のトピックスを捉えつつ、本市の魅力を直接的に来場者へPRすることにより、新規観光客の獲得及びリピーターの獲得につなげ、本市への誘客の促進、観光消費額の増大を図ることを目的とするものである。

この業務の目的を達成するためには複数の条件の全てを満たすことが必要で、一つひとつの条件を見ればその条件を満たす者が存在したとしても、当該業務において、契約の相手方はそれらの目的を達成するために全ての条件を満たす者であることとの考えのもと、aの①と同様に、協会が唯一可能な法人であること、また、②定款に基づく協会の取組内容等からみて、津市の観光PR事業については、協会が中心となり計画的に取り組んでおり、専門的知識、ノウハウ及び独自のネットワークを有していることか

ら、観光誘客につながる効果的な事業の展開が期待できると解されることから、協会と契約したことは、性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては津市の利益の増進につながるものと認められる。

以上から、上記判例によれば、令第1項第2号の「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するかどうかの決定は、市の契約担当者の合理的な裁量に委ねられており、市が平成28年度本件各契約の性質又は目的が競争入札に適しない場合に当たると判断し、協会と2号随契により平成28年度本件各契約を締結したことが、その裁量権を逸脱し又は濫用したものではなく、請求人の主張は認められないものと判断した。

(4) 契約手続及び契約金額について

本件各契約については、平成27年度の予算編成前に協会に係る事業及び補助金について、内容等の検証を行うとともに、事業仕分け等を行い、「市が実施すべきもの」として委託にて実施することとしたもので、予算については、協会を履行予定業者として、当該業務委託に係る内容について協会と協議等を行うとともに、各業務に係る経費等について、ヒアリングを行うなどしながら商工観光部観光振興課において当該予算を計上したものであることが確認された。

また、予定価格の積算については、予算計上に用いた資料をもとに、それぞれの業務ごとに必要な直接的な経費、津駅前観光案内所運営業務委託であれば、案内所運営に係る案内人賃金や案内所の光熱費、賃借料、機器使用料、消耗品費など、観光誘客PRキャンペーン業務委託であれば、人件費や旅費、イベント出展経費、通信運搬費、消耗品費など、新聞雑誌広告等情報発信業務委託であれば、人件費や広告料、消耗品費などをそれぞれ直接経費として積算を行い、当該経費をもとに、間接経費を積算し、直接経費と間接経費の合計額を予定価格として設定したことが確認された。

このことから、平成28年度本件各契約における契約の手続については、当該予算の範囲内において、予定価格を下回る額の見積書が協会から提出され、契約の締結が行われたものであり、適正な契約手続により行われたものと認められる。

また、こうした適正な契約手続において、決定された契約金額については妥当なものであると解され、請求人の主張のみを根拠として、平成28年度本件各契約が違法であるとはいえず、請求人の主張は採用することはできないと判断した。

イ 規則第10条第1項違反について

請求人は、本件各契約において、名簿に登載されていない協会から見積書を徴したことは、規則に違反し、本件各契約締結が違法である旨主張する。

規則第10条第1項によると、「随意契約により契約を締結しようとするときは、契約の内容その他見積りに必要な事項を示し、津市競争入札参加資格者名簿に登載された者のうち2人以上の者から見積書を徴さなければならない。」と規定されている。

平成28年度本件各契約については、そもそも名簿は、競争性のある業務に係る契約の適正な執行を図るため、本市が契約の相手方を指名競争入札等によって選定する場合において、名簿への登載を希望する業者等について、事前に法人格や納税等の確認を行い、一定の資格を有する者を名簿に登載することによって、入札に当たってあらためて審査等を行うことなく競争が可能となるよう、受注者、発注者双方にとって効率的かつ円滑な契約事務が執行できるよう作成されたものであり、また、同項の規定は、競争性のある業務に係る契約を随意契約により締結しようとするときは、名簿に登載されたもののうち、2人以上の者から見積書を徴さなければならないと解される。

したがって、平成28年度本件各契約は、「第3 監査の結果」で述べたとおり、競争性のない2号随契によるものであることから、名簿に登載されていない協会から見積書を徴したことが同項の規定に反するとはいえず、請求人の主張は認めることができないと判断した。

ウ 規程第4条第18号違反について

請求人は、名簿の決定について、規程第4条第18号に市長の決裁事項として「建設工事等における入札等の参加者の決定に関すること」と規定されているところ、津市は名簿に登載されていない協会を見積書の徴取業者として商工観光部長の決裁で決定している。このことは、市長の決裁事項を無視した行為であると主張する。

しかし、同号の規定は、津市が所掌する工事又は製造の請負等に係

る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を審査すること等について規定されたものであることから、建設工事等に当たらない平成２８年度本件各契約には適用されず、平成２８年度本件各契約は、それぞれの予定価格の金額が３００万円以上１，０００万円未満であったことから、規程別表第１共通専決事項の規定により、商工観光部長により決裁されたものであると解される。

以上のことから、平成２８年度本件各契約は、規程に違反しているという請求人の主張は認められないものと判断した。

第４ 意見

規則第１０条第１項の規定は、随意契約により契約を締結する際の名簿の取扱いについて定めたものである。本件監査請求においては、同項の規定の内容が請求人の疑念を抱くに至ったことから、疑義を生じさせることのないよう、規則における関係条文の整理を行われたい。

以上